日本で出自を知る権利を実現するためには

To Gain the Legal Right to Know Our Biological Origin in Japan



石塚 幸子 Sachiko Ishizuka

日本の AID 出生者 Donor-conceived Adult from Japan

要旨

昨年 2020 年、日本初の生殖補助医療に関する法律が成立しました。しかし、私たちの求める出自を知る権利は認められませんでした。ロビー活動を通して感じたのは、告知の重要さや提供者がわからないことの問題を理解してもらうことの難しさです。そして、出自を知る権利が提供者の負担であるという誤解もあります。今、開示する提供者情報の範囲を限定する方向での議論が進んでいると報道されています。本フォーラムの中では、この先日本でどのような取り組みが有効なのかを考えたいと思います。

Abstract

Japan's first law on assisted reproductive technology was passed in December 2020. However, the law excluded the right to know the biological origin of donor offspring, which we donor-conceived adults had been expecting. In our lobbying to seek our legal rights, we have experienced how difficult it is to make people understand the importance of presenting the truth to children about their conception and the problem of donor anonymity. Many people believe that the right of donor offspring to know their biological origin places a strain on donors. However, it has been reported that the working group tasked with amending the law is preparing to add a clause about the disclosure of limited information of donors. I would like to explore what kind of strategy those of us in Japan should take to gain the right to know our biological origin at this forum.

報告

はじめに

石塚幸子と申します。昨年、日本で初めてとなる生殖補助医療についての法律ができました。 法案が提出されてから成立まで、私たちは出自を知る権利を盛り込むことを求めてロビー活動を 行いました。しかしそのような法律にはならず、なぜ今、検討も不十分な法律をこんなにも急い で成立させる必要があるのかということを思いながら、ずっと活動をしていました。その辺りの 話から、今、何が日本で問題になっていて、今後どういう課題があるのかというお話をできれば と思っています。

昨年成立した法律については、生殖補助医療に関する法律が初めてできるということを評価する向きも一定あったかとは思いますが、私自身はそもそも法律ができるということには複雑な思いがありました。私は精子提供で生まれた当事者ですが、私自身は精子提供には反対の立場です。法律ができるということは、法的にもこの技術が認められてしまうということで、そこに複雑な思いをずっともっていました。ただ一方、精子提供についてはもう止められないと思っています。法律ができてもできなくても、やろうと思えばやれてしまう、そうであるならば、きちんとしたルールを定める法律をつくって、生まれた人も、親も、提供者もみんなにとってよい方法を検討してほしいというふうに今は思っています。

自分の出生の事実を知る

まず、私の簡単な自己紹介です。私は 23 歳のときに父親の遺伝性疾患を知り、自分自身にも遺伝しているかもしれないということに悩んだことがきっかけで、母から事実を告げられました。そのときに聞いたことは、「お父さんとは血がつながっていないから病気は遺伝していない」ということ、「昔、慶應大学病院でやった」「提供者についてはわからない」ということでした。それを聞いて、23 年もの長い間、親に隠されていたということに対して、私はすごくショックを受けました。私の人生というのは、23 年もの間、母親のついたうその上に成り立ってきたのかというふうに感じてしまいました。また、その事実を知った後も、母親はそのことを隠そうとしていました。周りに知られてはいけないこととして扱うのです。私が生まれた技術なのに、母親はそのことを人に知られたくない、後ろめたい、恥ずかしいことであるかのように扱っていて、それがとてもショックでした。私自身についてもありのままを認めてもらえていないように感じてしまいました。

私は23歳で事実を知ったとき、大学院に通っている学生でしたが、23歳の私というのは、23年間の経験や体験、いろいろな思い出を積み重ねてできていたと思います。しかしその土台の出自の部分が今まで自分が思っていたことと違うと言われてしまうと、その上に積み重ねてきたいろいろな経験や体験の全てがうそであったかのように私は思えてしまい、何が本当なのかわからなくなってしまいました。一体、自分は何者なのだろうという大きな不安にさらされました。

私も提供者を知りたいと思っているのですが、知りたい理由は、当事者それぞれ違うと思います。私自身の一番強い理由としては、母親と精子という「モノ」から私が生まれたということで

はなく、そこにちゃんと人が介在していた、実際に人がいたということを確かめたいと思うからです。だからこそ、情報ではなく、一度でいいから会わせてほしいというふうに思っています。

事実を知って最初は一人で悩んでいましたが、人に相談してみたこともあり、しかし親に対する否定的なことを口にするだけで批判や非難をよく受けました。知って半年ぐらい経ち、初めて他の当事者の方にお会いしたのですが、そのときにやっと悩んでもいいと思えて、悩むことを許されたように感じることができて、すごくほっとしました。その後、さらに当事者の輪が広がって、2005年に自助グループを立ち上げました。

民法特例法の成立

では、昨年2020年に成立した法律について、これは「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」という名前です。2020年の11月16日に参議院に法案が提出され、12月4日に法律が成立しています。法案提出から3週間足らずで成立してしまった法律です。

この法律の目的が何かというと、国と医療者の責務を定めることとして、理念的なものがまず書かれています。そして、こうした技術で生まれた子どもの親子関係を定めるというのがこの法律の大きな目的だと言われています。法律で決まったことは、第三者の精子を利用して子どもが生まれた場合、同意した夫は嫡出否認ができないこと、第三者の卵子を利用して妊娠出産した場合は、産んだ女性を母とするということです。

一方、こうした技術を誰が使えるのか、どの技術までを使えるのか、誰が提供者になれるのかといった技術を実施するにあたってのルールは何も決められておらず、こうした技術で生まれた場合の親子関係だけを先に決めた法律になっています。そのため 15 項目もの附帯決議が付された法律になりました。私たちは出自を知る権利の保障を求めていたのですが、それも、今後 2 年の間に検討するというようなことが附則で明記されただけの扱いとなってしまいました。

こうした法制化の流れは今までにも何度かありました。一番大きなものが厚生省の専門委員会が 2000 年に報告書を出し、それを受けて厚生労働省で生殖補助医療部会というものが立ち上がって、2003 年に報告書が出ています。およそ 5 年にわたりこの問題についての話し合いが行われました。同時期に、法務省でも親子法制部会として民法部分の検討もされました。2003 年の報告書では、(スライド 5) 囲んである①から⑤の内容が報告され、これを基に法律になるという話だったのですが、議員の方の反対などもあったと聞いています。結局、法律にはなりませんでした。

この時点で昨年の法律では先送りにされてしまったような課題部分も一定、報告がされていました。どの技術を認めるのかや、出自を知る権利についても全面開示という提供者の氏名がわかるところまでを開示するという形で認められたものになっていました。提供者については、当面、兄弟姉妹からは禁止、営利目的のあっせんは禁止ということが、実は書かれていました。

私たちは、やはり法律をつくるのであれば、せめてこの 2003 年報告書を生かしたものをつくってほしいと昨年のロビー活動でも訴えてきました。これだけの時間をかけて議論もして、いろいろな専門家が集まって出した報告書であるのに、その内容はほぼ反映されていません。昨年できた法律は、2014 年の自民党プロジェクトチームでの案が土台になっています。この 2014 年の案では、出自を知る権利については、2003 年報告書からかなり後退した形の案でつくられているの

ですが、結局それが昨年、法律として通ってしまったという状態です。

では、昨年、ロビー活動を通して具体的に何を求めてきたのかというところ(スライド 6)ですが、やはり出自を知る権利を認めてほしいということと、その上で一刻も早く情報を保管、管理してほしいということ、そして、そうした情報をどのように開示していくのか、そのシステムづくりの議論をしてほしいということを訴えてきました。ただし、修正案が検討されることもなく、法案が提出されて 3 週間で通ってしまいました。結局、私たちの主張は受け入れられませんでした。なぜ、受け入れられなかったかというと、これはロビー活動などを通して私は、やはり当事者の現状が理解されていないのではないか、そして出自を知る権利に反対している議員が一定数いるということを感じました。

昨年の法律は親子関係を明確にするというところが目的としてあったと思うのですが、親子関係を認めるというのは、確かに明確になっていないよりは明確になっているほうが当然いいわけで、なかなか反対しづらい内容だと私も思います。ただ、もしそうであるならば、父が誰か、母が誰かということだけではなく、提供者の法的地位についてもきちんと整理して明確にするべきではないのだろうかと思いますし、昨年、ロビー活動などをしながらそういう主張もしてきました。多くの親の方たちは、いつか提供者が子どもに介入してくるのではないかということを心配していたり、提供者の方たちは、いつか生まれた子どもから何か義務的なものを要求されるんではないかということに不安を感じているのだと思います。そうであるならば、父が誰か、母が誰かだけではなくて、提供者の法的な立ち位置というのはこういうことですというところまできちんと定めて初めて親子関係が明確になると言えるのではないかと、私は思います。

DI 出生者として望むこと

私は、精子提供で生まれた当事者の望んでいることが理解されてないと感じています(スライド7)。私たちが一番困っていて、最も問題だと思っているのは、告知の重要さと提供者情報がわからないことで生じている問題です。告知については、私自身の体験からもわかるように、やはり告知された時期が遅いために、親との信頼関係が大きく崩れてしまいます。また、告知も、どうしても言わなければならないという事態になって、はじめていうという形が今は多いわけですが、そうではなく、親が子どものことを考えた上で事実を伝えるという形の告知である必要があると思っています。

また、提供者情報がわからないことで、私たちのグループの中にも医療を受診する際の不安を訴える人がいらっしゃいます。病院にかかると、「身近な人でこういう病気の方はいますか」などよく聞かれると思います。こういう病気になりやすい家系だとか、そういう話もあると思うのですが、その辺について、私たちは答えることができません。また、近親婚の可能性というところでは、今は日本産科婦人科学会のガイドライン上、生まれる子どもは10名までということになっているかと思うのですが、少なくとも、私が生まれた時代にはそんなルールはありませんでしたし、きっと、ある程度の数の異母兄弟がいるのだろうというふうに私自身も思っています。

また、私が提供者を知りたいのは、自分が一体何者なのかわからなくなってしまったような不 安があるからです。しかし提供者がわかれば全て解決するのかというと、何とも言えない。わか ったらわかったで、きっと問題が生じるのだろうなとも思います。

次に、出自を知る権利に反対している方がやはり一定数いると感じていますが、それが何かというと、ロビー活動の際にもよく言われたのですが、提供者のプライバシーを守る必要があるということです(スライド8)。また、出自を知る権利を認めると提供者が減ってしまうということもよく言われました。ここには誤解も多くあると思っています。出自を知る権利が認められると、過去、精子を提供した人のところに突然「あなたの子どもです」と子どもが訪ねてくるというイメージを持たれている人が多いようなのですが、そんなことはありません。法律ができて施行された後に生まれた子どもにしかその権利は認められないということは、私たちももちろん理解をしています。出自を知る権利が、例えば、この先、認められたとして、私の提供者情報が私に送られてくるのかというと、そうではないということもきちんとわかっています。出自を知る権利が認められた後の提供者というのは、開示することを前提として提供者になってほしいと思っていますし、開示をしたくないという人は提供者にならないという選択ができると、私自身は思っています。そういうと、そもそも提供者が集まらなくなってしまうというふうにも言われてしまうのですが、私個人としては、それで行えなくなる技術であるならば、もうそれはやめるべきだというふうに思っています。

今必要なのは、今の DI の技術を続けるためには、どこまで子どもの権利を認めてもいいのかとか、許容できるかについての議論ではなくて、今後も技術を続けるのであれば、関わる人、みんなが幸せになる新しいやり方を考えることだと思っています(スライド 9)。

こうして私が DI のことについていろいろと訴える活動しているのを見て、私の親は自分たちがしたことで私を悩ませていると思って悩んでいるだろうし、私は私で、やはりこの活動をやることで親を悩ませているのではないかと思っています。結局、子どもが幸せと思えなければ、多分、親も幸せとは思えず、逆に親が幸せでないと子どもも幸せだと思えない気がします。そもそも DI を選ぶ時点では幸せな家庭をつくりたいと思って、多くの親は DI を選んだと思います。そうであるならば、親も子どもも幸せになれるような DI の在り方を考えてほしいと思います。そこには、親と子どもだけではなくて、やはり提供者の存在もあるのではないかと思います。

私は子どもの立場としてもっと早く告知してほしかったし、技術を隠すべきこととして扱ってほしくなかった。そして、提供者については知りたいことを知りたいときに教えてもらえる環境をつくってほしいというふうに思っています。多分、親の立場、提供者の立場でも望んでいることがあると思うので、そうしたことを踏まえた上で、誰かの権利や要求を制限した形でしかできない技術であるならば、私はそれは間違っていると思うし、みんなが幸せになれるやり方を新たに考える必要があるのではないかと思っています。

まとめとして一これからも DI が行われるならば

提供者の存在は今までは隠されているものでしたが、この技術を続けていくのであれば、もう少し表に出てくる存在となるべきではないかと思っています。ただ、私は精子提供と卵子提供は違うと思っています。精子の場合は医療を介さなくても提供ができてしまう、だからこそ今、SNSでのやりとりなどが問題になっています。それがもう止められない以上、ルールや条件を考えてうまくいく道を考えるしかないかと思っています。しかし卵子提供を同じように考えることは、

私自身はちょっと難しいと思っています。それは、提供者の負担が精子ドナーよりも大きいという意味でです。

現在、日本の法律の動きが現在どうなっているかというと(スライド 10)、2020 年末に法律ができた後、議員連盟というものが立ち上がり、専門家や当事者を招いての総会が 14 回ほど開かれました。今は、それはひと区切りついている段階のようです。先月の新聞報道によると、いろいろと先送りにしていた課題について年内(2021 年内)には改正法案をつくって来年の通常国会に提出予定というふうに報道されています。その内容としては、出自を知る権利を保障するために組織をつくってそこで情報を保存するという案がでています。ただし、開示する情報の範囲や保存期間、請求できる年齢は別途検討だそうです。ここで私がやはり気になるのは、開示する情報の範囲が今後、検討されるという点です。情報は全面開示であるべきだと思っているからです。きっとこれは提供者の負担を減らすために開示する情報を制限するということなのだろうと思うのですが、提供者の心配とか、負担を軽減するために、開示する情報を制限するのではなく、子どもと提供者の間にきちんと第三者が入って安心して開示できること、また子どもや提供者の状況を見て、このタイミングで開示していいのか、そういうことを判断する専門家がいて、支援体制をつくることで提供者の心配や不安を減らしていくほうが現実的なのではないかと思っています。

出自を知る権利というのには、私は 2 段階あると思っています。まずは親からの告知がされないと、子ども自身は提供者を知りたいか、知りたくないかも選べません。法律が保障するのはこの右の部分(提供者情報についての提供、スライド 11)だけですが、親が子どもに告知するための支援も一緒におこなっていく必要があると思います。提供者については、全ての子が知りたいわけではないし、知りたくなる時期もいろいろ違ってくると思います。

最後に、今日は、法的な対応が日本よりも先行している国の話や、ロビー活動などを積極的に行っている他の国の話をいろいろ聞くことができたので、この後のディスカッションでは、是非、今後2年間と言われている検討期間の間に、私たちにどのようなことができるのか、何をするべきなのかということを皆さんと話して議論できればと思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

Presentation

In 2020, Japan's first law on assisted reproductive technology was enacted. From the time the bill was submitted until it was passed, we lobbied for the right to know our biological origin; however, this was not the case. We were wondering why politicians needed to rush to pass the law when we were actively lobbying. Today, I would like to discuss the current issues with donor insemination (DI) in Japan and the issues in the future.

Regarding the recent law, I believe that a certain number of people evaluated the first law regarding ART in Japan. However, I personally had complicated feelings. I am a donor-conceived person, and I am against sperm donation. The establishment of the law means that this technology is legally recognized, and I have always had mixed feelings. However, conversely, I believe that sperm donation can no longer be stopped. Even if a law is enacted or not, if people desire to use donated sperm, they will be able to do it. If so, I believe that the proper rules should be reflected in the law, and politicians and professionals must consider a good DI for the offspring and their parents.

Let me briefly introduce myself. When I was 23 years old, my father got a genetic disease and I was very concerned that it might be inherited by me. Subsequently, my mother told me that I was DI conceived at the Keio University Hospital, so my father and I have no biological connection. Therefore, I never inherited his disease. Additionally, she also told me that she did not know the details of the sperm donor.

For 23 years, it was a secret hidden from me, and that shocked me greatly. These 23 years of my life were established based on lies. Even after I knew the truth, my mother still attempted to hide it. She did not want other people to know the truth. She treated DI as something guilty and shameful, and that also shocked me. As for myself, I felt that my mother did not respect me as I am.

When I was 23, I was a student in a graduate school. I believed that the experience for 23 years had made my identity. However, the very foundation of my life, my biological origins, was denied. I felt that everything in my life was false, and I was puzzled over the reality of the truth. I started wondering who I was, and there was substantial anxiety. I think that each donor-conceived person has a different reason for wanting to know their donor. I wanted to know about my

出自を知ることがなぜ重要なのか Why Is The Right to Know Important?

提供精子で生まれた人たちの経験と思い The Experiences and Thoughts of Donor-Conceived People

donor because I wanted to ensure that two persons were involved in my conception, my mother and the donor. I did not want to think that I was born by my mother and just sperm (reproductive material). Consequently, I wanted to meet my donor, and I really struggled with this. I was alone, and when I talked to someone about my feelings, a number of them would criticize me for denying my parents—denying my parents' actions. However, 6 months later, after I knew the truth about my conception, I could meet other DI people, and I felt relieved because I was not alone. Additionally, I also felt acceptance of my struggle and anxiety about my birth. Subsequently, I expanded the circle of donor-conceived adults, and we established the DI Offspring Group, which is a self-support group for donor offspring in 2005.

Let me discuss Japan's first law on ART, which was established in 2020. The official name of the law is "Seishoku hojo iryō no Teikyō oyobi koreniyori shusshōshita ko no oyako kankei ni kansuru minpō no tokurei ni kansuru hōritsu." The bill was submitted to the House of Councilors on November 16, 2020, and the law was passed on December 4, 2020. The law was passed less than 3 weeks after the bill was submitted, and it is stated that the primary purpose of the law is to determine the responsibilities of the nation and the healthcare workers and also to define the parent—child relationship built by donor conception. What was defined by the law is that when a woman has a child by using donor sperm, the consenting husband cannot deny the child as illegitimate. Additionally, the woman who gives birth is considered as the mother of the donor-conceived child if she used donated eggs to get pregnant.

This law does not set any rules as to who can use this technology under what conditions or who can become a donor. Just 15 riders, or supplementary resolution, were attached, which resulted in the passing of this law. We desired the right to know about our biological origin, but the right to know is also treated as specified in the supplementary provisions. These provisions specify that the situation will be considered in the next 2 years.

In the past, there were several attempts—the Assessment Subcommittee for Advanced Medical Technologies of the Health Science Council submitted a report in 2000. And in 2003, a Subcommittee of the Health Science Council also published a report. Previously, every several years, there would be new developments in this area, and the Ministry of Justice Subcommittee on legislation for parents, children, and children related to assisted reproductive medicine discussed the issue and submitted a report. In response to these reports in 2003, the contents of (1)–(5) enclosed were reported, and it stated that the law would be based on the report by the Subcommittee of the health Science Council. However, I heard that the members of the Diet were against it, and it consequently did not become a law. However, the report included that donors' identifying information should be disclosed to donor-conceived adults

To Gain the Legal Right to Know Our Biological Origin in Japan

and that the commercial purposes of donations and gamete donation within the family circle should be prohibited.

Additionally, we also appealed to this issue through lobbying in 2020. We desired the law to utilize the content of the discussion so far. Although there were reports issued by various experts after spending so much time discussing it, they were hardly reflected, and the law, based on a proposal from a 2014 LDP project team, was passed in 2020.

In 2020, we conducted extensive lobbying activities, and our specific request was the recognition of the right to know one's biological origin; storage and management of information on donors, recipients, and donor-conceived children as soon as possible; and the creation of a system to disclose their information. However, the law was passed 3 weeks after the bill was submitted, so our requests were never considered. Through lobbying, I felt that lawmakers were unaware of the situation and the issues surrounding donor-conceived people. Additionally, I believe that there are assembly members who have a negative opinion about the right to know the biological origin.

I recognize that it is important to define the parent—child relationship in the case of donor conception, but I think that it should be defined by not only who the father or mother is (of donor-conceived children) but also the donor's legal position. Many parents are worried that the donor may intervene in their child's life one day, and the donors are also worried that they may have future obligations to donor-conceived children. Therefore, I believe that the law should state the information of the mother and father of donor-conceived children but also the donor's legal position.

I feel that our desires as donor-conceived adults have not been sufficiently understood. I want to increase awareness about us. I think the most troublesome and important issues around donor conception involve telling the truth to the children of anonymous donors. As highlighted from my experience, the delaying of telling the truth to the children also increases the risk of severing the relationship between parents and their child. Additionally, we often saw cases where parents were unable to hide the fact and told the truth in a serious situation; however, I believe that the truth should be told because of the benefit it provides in creating a better future for the child.

Additionally, many members in our group are worried about visiting medical clinics and hospitals because they do not have the donor's information and therefore lack their biological background. Additionally, there is a risk of consanguineous marriage. When I was born, there were no rules to limit the number of children per donor. Consequently, I believe that I have

several half-siblings. Currently, according to the guidelines of the Japan Society of Obstetrics and Gynecology, up to ten children can be born from a donor. I want to know my donor because I am uncomfortable that without this information, I will not know who I am. I know that identifying the donor would not resolve all of my problems, but I still want to know him.

Some people are opposed to the right to know the biological origin. Their objections involve the protection of donor privacy and the prevention of donor shortages. Furthermore, some people are also afraid of the situation whereby a donor child would find his/her sperm donor, appear suddenly, and say, "I am your child." However, this situation will not happen. We understand that it is not retroactive; we will never know our donors. After the right to know the biological origin is granted by the law, only people who can disclose their identity will donate sperm or eggs, and those who do not want to disclose should not become donors. This may result in a donor shortage; however, I feel that DI should be stopped if it does not succeed because of donor shortage.

What we need now is not a discussion about how much we can accept or tolerate to continue the current DI technology. If we are going to continue this technology, we must find ways that will satisfy everyone involved.

Seeing my recent involvement in lobbying, my parent probably thinks that they are bothering me because they used DI, and I believe that my lobbying may be bothering my parents too. After all, if a child does not feel happy, perhaps the parents do not think they are happy, and conversely, if the parents are not happy, the child does not think they are happy either. Al believes that everyone chose DI because they wanted to create a happy family. If so, I think that we should pursue DI in such a way whereby not only parents and children but also donors can be happy.

As a child, I wanted the truth to be told earlier. I wish that they would not treat DI as something that requires hiding. I desire an environment where donor-conceived people can access the donor's identifying information when they need it. I am sure that the parents have their desires; therefore, the rights and the desires of the parties should not be restricted. If DI is the kind of technology that has to impose restrictions on this, it is not worth undertaking. We need to think of ways to satisfy everyone through technology.

The existence of donors was quite hidden until recently, but if we continue DI, I think that it should be more transparent. I am sure it is different between sperm and egg donors. In the case of sperm, you do not need medical assistance. People can find a donor via SNS, and it

has become a big issue recently. Therefore, as long as DI cannot be stopped, we must consider appropriate rules and regulations. Now, as for egg donation, I feel that it is a little difficult to think of egg donation in the same way as sperm donation. Egg donors would have to bear a lot more of the burden.

As for the present legal developments in Japan, after the law was passed in 2020, there was a parliamentarian league that established the future of assisted reproductive medicine. The league was launched in December 2020, and they held general meetings and invited parties and experts. They held 14 meetings in total. According to a newspaper last month, it is reported that various pending issues will be revised by the end of 2021 and submitted to the ordinary session of the Diet in 2022. However, what I am still concerned about is that the scope of donor information to be disclosed will be considered in the future. I believe that the disclosure of a donor's identifying information is important, and I am sure that information restriction will adapt to reduce the burden on donors. The experts who decide whether it is okay to disclose the information at a specific time by analyzing the situation of the child and the donor and assessing whether a third party can appropriately enter between the child and the donor and disclose it with confidence are important. I believe that the existence of the experts is a more realistic response to reduce the worries and anxieties of providers by creating a support system.

I believe that there are two stages about the right to know the biological origin. If parents do not tell their children about conception through DI, the children are unable to have a chance to consider if they want to know the donor. The law guarantees only this right part (providing donor information, slide 11), but I think the support parents for telling is needed. Not all children want to know about donors, and the timing at which they wish to find out the donor would differ from child to child.

Today, I was able to hear stories of lobbying and various stories in other countries where the legal response precedes that of Japan. I hope we can discuss the potential strategies required to gain the right to know our biological origin with everyone who is participating in this forum.

That is all for me. Thank you very much.

Presentation Slides

2021. 8. 29 IGSセミナー

「出自を知ることがなぜ重要なのか:提供精子で生まれた 人たちの経験と思い」

日本で出自を知る権利を 実現するためには

石塚幸子 (非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ)

1

私について

- 23歳のとき、父親の遺伝性疾患の自分への遺伝を疑ったことで、母から告知 長い間親に隠されていたということがショック 親が事実を周囲に隠そうとする、自分の出自はそんなにも後ろめたいことなのか 今までの自分が崩れる、何が本当なのか、自分はいったい何者なのか 提供者を知りたい 精子というモノでなく人が関わっていたと感じたい
- 2003年 自助グループ (DI Offspring Group) を当事者3名で立ち上げる

日本初の生殖補助医療に関する法律

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律 法案提出から

2020年11月16日 議員立法にて法案提出 わずか3週間 2020年12月4日 日本で初めての牛殖補助医療に関する法律が成立

法律の目的

- 国と医療者の責務を定めること
- 第三者からの精子、卵子、胚の提供による生殖補助医療によって生まれた子の 親子関係を定めること

3

日本初の生殖補助医療に関する法律

法律に明記されたこと

- 第三者の精子を利用して子どもを もった場合、同意した夫は生まれ た子を嫡出否認できないこと
- 第三者の卵子を利用して妊娠・出産した場合は、産んだ女性を母とすること

親子関係だけを決め、 具体的に決めるべきこ とは全て先送りに

決められなかったこと

- こうした技術を誰が使えるのか
- どの技術まで使えるのか
- 誰が提供者になれるのか
- どのように技術を実施するのか
- ・・・等々 15項目もの附帯決議

出自を知る権利も認められず

これまでの法制化の検討

厚労省 生殖補助医療技術に関する専門委員会 →2000年報告書 厚生労働省 生殖補助医療部会 →2003年報告書 法務省 牛殖補助医療関連親子法制部会 →2003年中間試案

> ①精子、卵子、受精卵の提供を認める ②代理懐胎は禁止(罰則付) ③出自を知る権利を認める(全面開示) ④兄弟姉妹からの提供は当面認めない ⑤営利目的での斡旋は禁止

日本学術会議 →2008年答申「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題」 2014年 自民党PTでの案 ←代理懐胎を認め、出自を知る権利は検討、という内容

5

昨年のロビイングで求めてきたこと

- ■出自を知る権利を認めること
- ■一刻も早く情報を保管、管理すること そのうえで開示のためのシステムづくりを

しかし、私たちの主張は受け入れられず・・・

当事者の現状が理解されていない 出自を知る権利に反対している人がいる

当事者(子どもの場合)の現状とは 私たちにとっての重要な課題・解決してほしいこと

告知の重要さ

- 告知の時期の遅さ
- 適切な告知の方法でないこと

親との信頼関係が揺 らぎ、崩れてしまう ことが大きな問題

提供者情報が分からない ことで生じる問題

- 医療受診の際の不安
- 近親婚の可能性
- 自分が何者なのかという不安

出自を知る権利に反対する理由は

- 提供者のプライバシーを守る必要がある昔提供した情報が勝手に開示される、という誤解開示したくない人は提供者にならない選択ができる
- 出自を知る権利を認めると提供者が減る それで行えなくなる技術であればやめるべき

関わる人全てが幸せになるためには

技術を続けるためにどこまで許容できるか、ではない 今後も技術を続けるのであれば、皆が幸せになれるやり方を 考えるべきでは

> 子ども 親 提供者

子どもの立場として

- ・もっと早く告知してほしかった
- ・AIDという技術を隠すべきこととして 扱ってほしくなかった
- ・提供者について、知りたいときに、 知りたい情報を与えてほしい

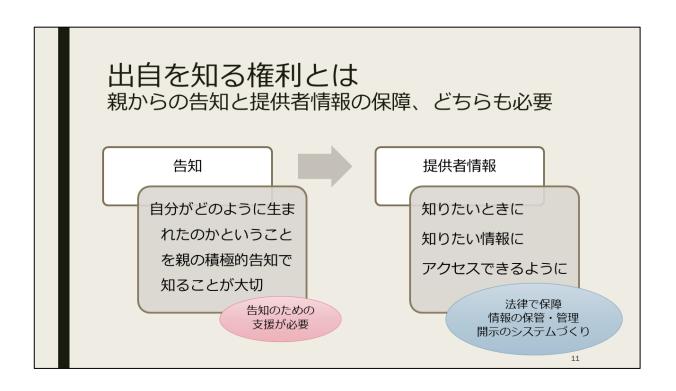
9

現在の動き

■生殖補助医療の在り方を考える議員連盟 2020年12月9日発足 当事者や専門家等を招いての総会実施(全14回)

2021.7.8 読売新聞報道より

(素案)年内に改正法案、来年通常国会に提出予定 出自を知る権利を保障するため独立行政法人が提供者情報を保存 ただし、開示する情報の範囲や保存期間、開示請求できる年齢などは別途検討



今後の課題 フォーラムで聞きたいこと・話したいこと

日本でも告知が進み、知りたい人が知りたいときに知りたい提供者 情報にアクセスできる環境を作るためにはどうすればよいのか

(今後2年と言われている検討期間に何をすべきなのか)

- 海外では、どうやって法改正が進んだのか・なぜ改正運動が高まったのか
- 議員にそして一般の人に伝える・伝わる方法や視点は
- 日本で感じている課題は、海外ではどのように解決してきたのか
- 提供者や異母兄妹との出会いで解決したこと・解決しなかったこと
- 出自を知る権利が認められる前に生まれた人にはどんなことができるのか

